

第2回 西之表市と防衛省との協議の場 (議事概要)

日時：令和4年3月16日（水）14時から
場所：西之表市役所

防衛省から、資料に基づき、「航空機騒音」について説明

西之表市から「基地が整備されるとするならば、防衛施設と無縁であった地域に基地が整備される初めてのケースであり、安全安心がより一層クリアした形で整備されるべきものである。安全面への配慮、本市が持つ静穏性を考慮し、騒音問題について特に高齢者の方や障害のある方への配慮、市民の不安解消のために約束が守られるよう、お互いに努力することを願いたい。また、市民の意見を聴く会で出された不安の声をまとめると、騒音問題、軍事基地化への不安、有事への不安、治安の悪化への懸念、事故発生の不安があり、これらの根底には共通して、果たして約束が守られるのかという不安が横たわっている」旨の安心安全面に対する市長の基本的な考え方について説明

西之表市から「環境アセスメントの騒音の評価指標等について、説明を求める」旨質問し、防衛省から「環境影響評価準備書において騒音の程度を表す指標は、国際的に主流となっている評価指標であり、夕方や夜間の騒音に重みをつけて評価する時間帯補正等価騒音レベル（Lden）を用いることとしている」旨回答

西之表市から「米軍機（F A - 1 8）と自衛隊機（F - 1 5）の離陸時の音響データが10km離れた地点で80デシベルとなっているが、西之表市

における騒音レベルということなのか、予想される瞬間最大騒音値の及ぶ範囲を示してほしい」旨質問し、防衛省から「令和3（2021）年6月、航空自衛隊戦闘機デモフライトにおける音の測定結果をお示しした。このデモフライトは、実際のFCLPに近い方法で実施したものであり、この測定結果が、それぞれの地点における瞬間的に聞こえる音の最大値として参考になると思われるが、環境影響評価準備書において、瞬間的に聞こえる最大騒音の予測についてお示しできないか検討したい」旨回答

西之表市から「障がい者等への騒音の影響に対する懸念にどう応えるのか」質問し、防衛省から「航空機騒音の影響について、現段階では、環境基準を超える区域は種子島に達することはないと考えられるが、騒音防止の施策として、防衛省では、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第3条第2項に基づき、自衛隊等の航空機の離着陸等により生じる音響を防止し、又は軽減するため、地方公共団体その他の者が行う小・中学校、幼稚園、病院、身体障害者福祉センター等の防音工事に対し、その費用の全部又は一部を補助している。また、再編交付金を活用して、住宅等の防音工事を実施することも可能である。具体的には、航空自衛隊小松飛行場が所在する石川県小松市では、小松市が定めた区域で住宅を新築し、市の認定する防音工事を行った住民に対して、住宅防音工事費用を助成している」旨回答

西之表市から「これまで航空機騒音と無縁であった市民には、夜間、特に深夜の騒音は影響があると思うが、防衛省はどのように評価するのか」質問し、防衛省から「航空機騒音については、国際的に主流になっている時間帯補正等価騒音レベル（Lden）という評価指標を用いることとしている。これは、時間帯によって音を感じる度合いが異なることから、夕方や夜間の騒音に重みを置いて評価するものである。具体的には、昼間（7時～19時）、夕方（19時～22時）、夜間（22時～7時）の3区分に分け、昼間よりも夕方、

夕方よりも夜間に発生する騒音を、より大きいものとし、それぞれ5 dB、10 dB加えて評価することとしている」旨回答

西之表市から「自衛隊の基地では、日によって飛行回数の差が大きいが、航空機騒音の予測において、年間の平均な1日を設定するとなれば、過少に評価されるのではないか」質問し、防衛省から「航空機騒音の評価において、飛行回数については、民間空港での予測においては、年間平均を「1日の飛行回数」と設定していると承知しているが、自衛隊等の飛行場においては、日々の運用の変化が大きいという特徴を考慮し、飛行回数を年間平均で設定するという考えには立っていない。具体的には、日によって飛行回数に変動があるため、飛行回数の多い日を基準とするような方法として設定することとしているため、過小に評価されるものではない」旨回答

西之表市から「米軍や自衛隊はコースを守ると言い切れるのか」旨質問し、防衛省から「FCLPの飛行経路は、米軍と調整の上で、お示したものである。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練であることから、あえてこれ以外の経路を飛行することはないと考えている。また、米軍が行うFCLPと同様に、自衛隊の訓練においても、緊急時等を除き、種子島上空を飛行経路とすることはない」旨回答

西之表市から「全国的な対策の事例、例えば苦情の対応の体制であったり、防音対策として国や自治体が独自で行っている事例、自治体が担う役割なども今後お示しいただきたい」旨質問し、防衛省から「事例を確認したい」旨回答

西之表市から「深夜帯の飛行を少なくする検討はできないか」旨質問し、防衛省から「我が国に展開している空母打撃群のプレゼンスをこの地域に維持することは非常に重要であり、FCLPは集中的に行われることにより深夜帯に及ぶ場合がある。非常に難しい問題ではあるが、米軍の訓練目的が達成できる範囲内で住民の影響が小さくなるよう米側とは調整していきたい」旨回答

西之表市から「騒音について、振動や低周波を含め、家畜などの影響の事例やそれに対する対策などあれば、今後、教えていただきたい」旨質問し、防衛省から「事例を確認したい」旨回答

西之表市から「主たる風向きから、滑走路の向きを変えるなど、騒音に対する配慮の取り組みは理解したが、懸念されるのはイレギュラーな事象が発生した場合の対応であり、飛行経路から外れてしまった場合や騒音が予測していたよりも大きくなった場合などに、どのように対応するのが重要である。例えば、地位協定との関係や米側への再発防止の申し入れの対応等についても、今後、説明していただきたい」旨質問し、防衛省から「騒音の影響については、運用開始後に騒音測定を行うなど、状況の確認を行っていく、米側への再発防止の申し入れ等については事例を確認したい」旨回答

引き続き、この協議の場を通じて、市民の期待に応えるとともに、不安解消に向けて協議を進めていくことを確認

次回は、遅くとも4月中に開催することとし、議事概要の取り扱いについては、次回協議の場において確認の上、公表することを確認

(以上)